

都市再生安全確保計画 作成の手引き およびワンポイント事例集の改定概要

令和3年10月

内閣府地方創生推進事務局
国土交通省都市局

「都市再生安全確保計画 作成の手引き」改定の主なポイント

安確計画のPDCAサイクルを実施を促進することにより、都市再生安全確保計画の高度化を図るため、以下の着眼点から、「都市再生安全確保計画 作成の手引き」を改定。

着眼点	改定内容
①高度化に向けた課題把握と明示	PDCAの実施方法の規定について追記
②退避施設(※1)等の確保促進	「施設管理者の損害賠償責任」への対応に関する考え方について追記
③様々な状況の対応検討	・ 規定の想定地震発生時以外(時期(酷暑・冬季)・天気(豪雨)・時刻)の対応検討について追記 ・ 様々な帰宅困難者（旅行者等）の対応検討について追記 ・ 水害等の複合災害発生時の対応検討について追記
④要支援対象者への対応	・ 一時滞在施設等への受入れ等における様々な要支援対象者の想定について追記
⑤対応体制の強化	・ 近隣地域間の連携（帰宅困難者受入れ等）の明記 ・ 企業間BCPの連携の明記
⑥災害対応のスマート化	カメラ、SNS等のスマート技術を活用した情報収集・共有の実施を明記
⑦感染症対策	退避施設等の感染症対策に係る留意点を追記

※1 退避施設 = 一時滞在施設

※2 「都市再生安全確保計画のワンポイント事例集」も併せて改定し、上記着眼点の取組事例を掲載

「都市再生安全確保計画 作成の手引き」 改定概要

- 都市安全確保促進事業制度創設(H24年度)以来、各都市再生緊急整備地域において、都市再生安全確保計画（以下、計画）の検討が進められてきたが、これらの実効性を高めるとともに、感染症拡大等の状況の変化へ対応した計画が求められる。
- これらを踏まえ、「都市再生安全確保計画 作成の手引き」を改定し、各計画のPDCAサイクルの実施を促進することで、**都市安全確保計画等の高度化**を図る。

■ 手引きの校正と主な改正内容 ※赤字：主な改定箇所

I. 取り組み編

※都市再生安全確保計画の位置づけ、作成及び実施の流れ

<目次>

はじめに

- 1 都市再生安全確保計画とは
- 2 多様な主体の参画
- 3 地域の現状把握
- 4 都市再生安全確保計画の作成・実施等
- 5 効果の検証と改善

※ **PDCAサイクルを通じた計画の高度化について追記**

※ **対応体制の強化について追記**

II. 計画づくり編

※都市再生安全確保計画に盛り込む内容

<目次>

- 1 本編の狙い
- 2 都市再生安全確保計画の作成及び実施の体制について
- 3 地域の現状把握
 - ※ **様々な状況の対応検討について追記**
 - ※ **要支援対象者の対応に関する考え方を追記**
 - ※ **感染症対策に係る留意点を参考追記**
- 4 都市再生安全確保計画の作成
 - ※ **PDCAサイクルを通じた計画の高度化について追記**
 - ※ **退避施設等の確保促進に関する考え方を追記**
- 5 都市再生安全確保計画の構成例

III. 具体的な対策、組織づくりのアイデア集

※都市再生安全確保計画の位置づけ、作成及び実施の流れ

<目次>

- 1 本編の狙い
- 2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例
 - ※ **災害対応のスマート化に関する考え方を追記**
- 3 都市再生安全確保計画の一層の充実のために

ワンポイント事例集の改定概要

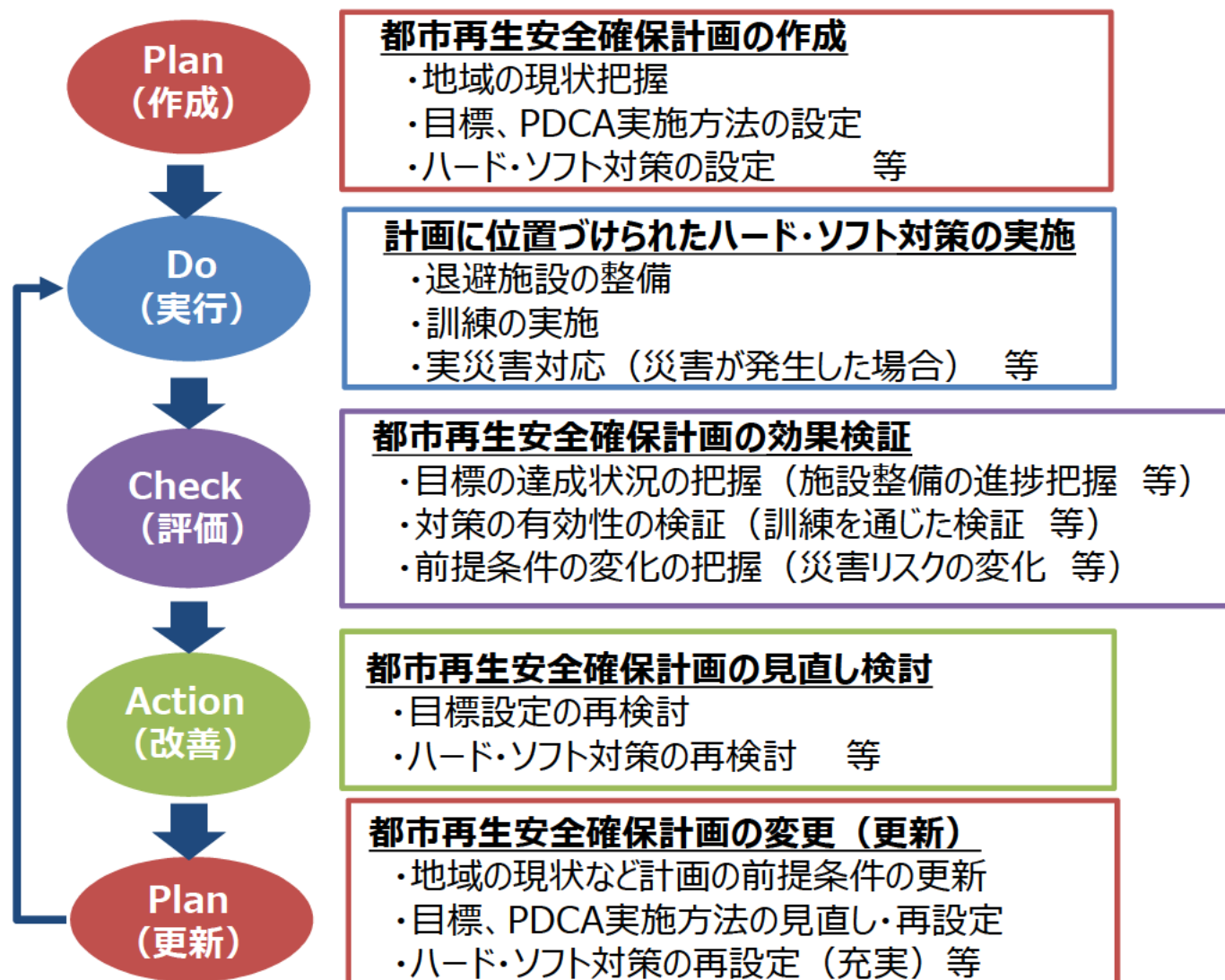
NO.	事例タイトル	事例	改定区分
1	スパイラルアップのしくみ構築	札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画	①高度化に向けた課題把握と明示
2	ワークショップによる検証	池袋駅周辺地域都市再生安全確保計画	
3	関連ガイドラインの作成	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画	
4	課題の明示	渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画	
5	潜在的な課題の抽出	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画	
6	民間空地の活用	中之島地域都市再生安全確保計画	②退避施設等の確保促進
7	退避施設の拡充	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画	
8	協力施設の不安軽減①	仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）	
9	協力施設の不安軽減②	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画	
10	防災機能の評価	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画	
11	指定基準の明示	新大阪駅周辺地区エリア防災計画	③様々な状況の対応
12	津波災害リスクへの対応	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画	
13	複数ケースの想定	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画	④要支援対象者への対応
14	優先受入ルールの設定	渋谷駅周辺地域都市再生安全確保計画	
15	情報の多言語化	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画	
16	様々な対象者を想定した訓練	仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）	
17	企業のBCPとの連携	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画	⑤対応体制の強化
18	一斉帰宅抑制	三宮駅周辺地域都市再生安全確保計画	
19	隣接地区間の連携	太宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域都市再生安全確保計画	
20	発災時の関係者の連携	名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画	
21	継続的なエネルギー源の確保	札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画	
22	エリアマネジメント組織の活用①	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画	
23	エリアマネジメント組織の活用②	大阪コスモスクエア駅周辺地域都市再生安全確保計画	
24	一時滞在施設の満空情報	横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画	⑥災害対応のスマート化
25	情報共有プラットフォームの構築	大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画	
26	図上訓練	みなとみらい21地区都市再生安全確保計画	⑦感染症対策
27	実動訓練	京都駅周辺地域都市再生安全確保計画	

①高度化に向けた課題把握と明示

主な記載箇所：Ⅰ.取り組み編 5効果の検証と計画の改善/Ⅱ.計画づくり編 4-1-3都市再生安全確保計画の変更について

- 既に作成された安確計画の実効性を高めるとともに、定期的にPDCAサイクルを実施することにより、感染症拡大等の計画作成後の状況の変化に対応した計画としていく必要がある。
- これを踏まえ、**PDCAの実施方法の規定を明記**し、各安確計画のPDCAサイクルの実施を促進を図る。

■都市再生安全確保計画の高度化とPDCAサイクルイメージ



※左図はすべて今回改定による追記箇所

①高度化に向けた課題把握と明示

手引き参照

I -16

1. 計画の検証・改善 スパイラルアップのしくみ構築

都市再生安全確保計画の内容の改善・更新はどのように考えるのが良いか。



たとえば

PDCAサイクルの実施を通じた内容の改善・更新による
スパイラルアップの考え方を都市再生安全確保計画に記載

【札幌駅・大通駅周辺地区】

- 札幌都心地域では、優先度の高いエリアから計画策定するとともに、着手可能な対策から順次計画に盛り込み、段階的に計画を変更するという、PDCAを通じたスパイラルアップを目指す考え方が明示されている。
- PDCAを担う実行組織として札幌市都心地域帰宅困難者等対策協議会を位置づけ、帰宅困難者等対策訓練の実施等による検証や協議会の開催等の仕組みを構築（Doを補完する訓練実施）。
- 平成30年北海道胆振東部地震時には、一時的な滞在場所を求める旅行者が一部の避難所に集中し、地域住民の避難スペースが不足したことを踏まえ、旅行者の滞在先を確保するため、「災害時における旅行者の受入れ等に関する協定」に基づく宿泊施設との連携・協力体制を構築し、これに関する計画内容を充実させる改定を実施（実災害のDoをCheck、Actionの取組に展開）。



4. 計画の検証・改善 課題の明示

都市再生安全確保計画に関する様々な課題に対してどこから着手するとよいか。



たとえば

都市再生安全確保計画に優先的に取り組む課題を明示し、段階的な取組の充実につなげる

【渋谷駅周辺地域】

- 渋谷駅周辺地域では、都市再生安全確保計画において、優先して取り組むべき課題を整理し、段階的に取組を推進。

優先して取り組むべき課題

- 一時退避場所の不足を解消する有効対策を検討する。
- 災害時に滞留者を、一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設等へ誘導するための手段、経路、担い手、役割分担等について検討する。
- 要配慮者への支援体制や一時退避場所や帰宅困難者支援(受入)施設への優先的な誘導について検討する。
- 一時退避者の密度が特に高い宇田川町の南や、人の集中しやすい渋谷駅周辺の滞留者の安全確保の対策を考える。
- 有効な情報収集、伝達、共有の方法について検討し、担い手や役割分担を考える。

②退避施設等の確保促進

主な記載箇所：Ⅱ.計画づくり編 4-2-2都市再生安全確保施設の整備及び管理

- 一時滞在施設の確保の促進を図るため、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」(H27.3策定)内では示されている、「施設管理者の損害賠償責任」に関する考え方を手引きに追記。

【参考資料7】

施設管理者の損害賠償責任について

1. 基本的な考え方

一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。

加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。

2. 施設管理者の善管注意義務

施設管理者が一時滞在施設として自社ビル等を提供し、帰宅困難者を受け入れる場合、施設管理者は、善良な管理者として通常期待されるレベルの注意義務（以下「善管注意義務^{※1}」という）をもって、受け入れた後の対応をする必要があるということになる。この善管注意義務を果たすため、施設管理者は下記の事項に対応するよう努めることが重要である。

(1) 平常時の対応

- ①帰宅困難者の受入に係る運営計画又はそれを含む防災計画をあらかじめ作成しておくこと。
- ②過剰な人数の受入は、収容した滞在者すべてを危険にさらすことになることから、受入可能人数をあらかじめ定めておくこと。
- ③オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努めること。
- ④災害発生時の建物内の点検箇所（受入のための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく天井や天井設置設備等も重要となる。また、災害時に利用する予定のトイレの点検も重要である。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成すること。
- ⑤提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意すること。なお、無賞譲渡である場合には、免責される可能性がある（民法第551条）。

(2) 発災時の対応

- ①チェックシートに基づき建物内の被害状況の把握や施設の安全性を確認すること。
- ②施設内の立入禁止区域（危険箇所や事務室等）を設定すること。
- ③一時滞在施設の運営にあたり、施設滞在者に協力してもらう場合には、施設管理者は安全配慮義務を果たすため、従業員と同様に適切な指揮監督を行い、危険業務の禁止等を徹底すること。
- ④備蓄食料の提供については、賞味期限を確認するとともに、賞味期限切れの備蓄食

27

1. 基本的な考え方

- 一時滞在施設において、例えば余震により天井が崩落するなど、建物に起因して帰宅困難者が損害を受けた場合、施設管理者に賠償責任が生じる場合も考えられるが、これを法制度で一律に免責とすることは現状では民法上の被災者保護の観点から困難である。しかし、施設管理者の責任の範囲について、より明確にする必要があるため、法制度上の担保も含め、引き続き検討を進めることが重要である。また、一時滞在施設の確保を今後さらに促進するためには、災害時の一時滞在施設の運営に関して、当面行うべき対策を講じ、**施設管理者が損害賠償責任を問われることのないようにしていく必要がある。**
- 加えて、施設管理者が帰宅困難者の受入を行った際に、帰宅困難者に損害が生じるなど、何らかの問題が発生し、又は発生する可能性がある場合には、**国、都道府県及び市区町村は施設管理者に積極的に協力して対応することが必要である。**

※枠内はすべて今回改定による追記箇所

出典：内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」(H27.3)より抜粋

②退避施設等の確保促進

手引き参照

Ⅱ-26

8. 退避施設等の確保促進 協力施設の不安軽減①

施設管理者や帰宅困難者に損害が生じた場合の補償はどのような対応が考えられるか。



たとえば

受入れた帰宅困難者に損害が発生した場合に行政の費用負担により補償することを協定に明記

【仙台駅周辺】

- 仙台駅周辺では、災害時の一時滞在施設の運営に関して、施設管理者等が損害賠償責任を問われることのないよう、「災害時における帰宅困難者の支援に関する協定」において、企業等又は受け入れた帰宅困難者にその損害の発生原因について故意または重過失が無い限り、行政の費用負担により発生した損害等を補償する考え方を明記。
- 災害時の施設管理者等の責任の範囲や行政による費用負担の考え方を事前協議にて示すことにより、協定締結施設の不安感の低減を図り、賛同する一時滞在施設を拡大。

災害時における帰宅困難者の支援に関する協定

仙台市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害等が発生し、仙台市内において交通が途絶した場合（以下「災害時」という。）における帰宅困難者の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が相互に協力し、帰宅困難者の支援を行うため、乙が所有する次の施設（以下「本施設」という。）の一部の一時滞在場所（帰宅困難者が一時的に滞在する場所をいう。以下同じ。）としての提供及び応急救済に係る活動協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（略）

（損害賠償）

第10条 甲は、この協定に基づき、乙の本施設を帰宅困難者の一時滞在場所とした結果、施設及び設備、備品の一部若しくは全部に損傷、棄損、汚損が生じた場合又は受入れた帰宅困難者に損害が生じた場合は、原則、甲の費用負担によりその損害を賠償するものとする。ただし、乙又は受入れた帰宅困難者の故意、又は重過失に起因する損害については、この限りではない。

9. 退避施設等の確保促進 協力施設の不安軽減②

施設管理者や帰宅困難者に損害が生じた場合の補償はどのような対応が考えられるか。



たとえば

災害時の施設受入れ時に、帰宅困難者自身に施設利用条件に係る免責を得るための様式を事前に準備

【名古屋駅周辺地区】

- 名古屋駅周辺地区では、都市再生安全確保計画に関連する退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）において、自己責任において施設を利用してもらうための免責事項の内容を例示。

【受入条件の内容（例）】

- 共助の観点から施設管理者が善意で施設を提供・開設していることや停電の中で運営せざるを得ない場合があること等を理解していること。
- 施設滞在者は施設管理者の指示に従うこと、また指示に従わない場合には退避施設からの退去を要求する場合があること。
- 退避施設は、発災時に共助の観点から善意で開設されたものであるため、施設管理者は施設内における事故等（建物・施設の瑕疵による事故を含む）については、故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- 施設滞在者が自らの体調を崩したり、インフルエンザ等の感染症に感染する場合についても、施設管理者は故意又は重過失がない限り責任を負わないこと。
- 施設滞在者の所持する物品は基本的に預からないこと。また、やむを得ず預かる場合でも、故意又は重過失がある場合を除き、破損や紛失の責任を負わないこと。
- 余震、延焼、電力途絶等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- 施設を閉鎖する場合等において、施設管理者又は行政から全員又は一部の施設滞在者へ移動の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- 負傷者の治療はできないことや、備蓄品に限りがあり食料等の配布ができない場合があることなど、施設において対応できない事項があることを理解していること。等

「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（平成27年2月20日）」より抜粋（P.11）

※ 退避施設への帰宅困難来訪者の受入に関する基本的な条件を記載したものであり、実際に利用規約や承諾書を作成するに当たっては、個々の施設の状況に応じて、必要な条項を適宜追加及び削除することを妨げるものではない。

②退避施設等の確保促進

手引き参照

Ⅱ-17

7. 退避施設等の確保促進 退避施設の拡充

退避施設の拡充に向けてどのような取組が有効か。

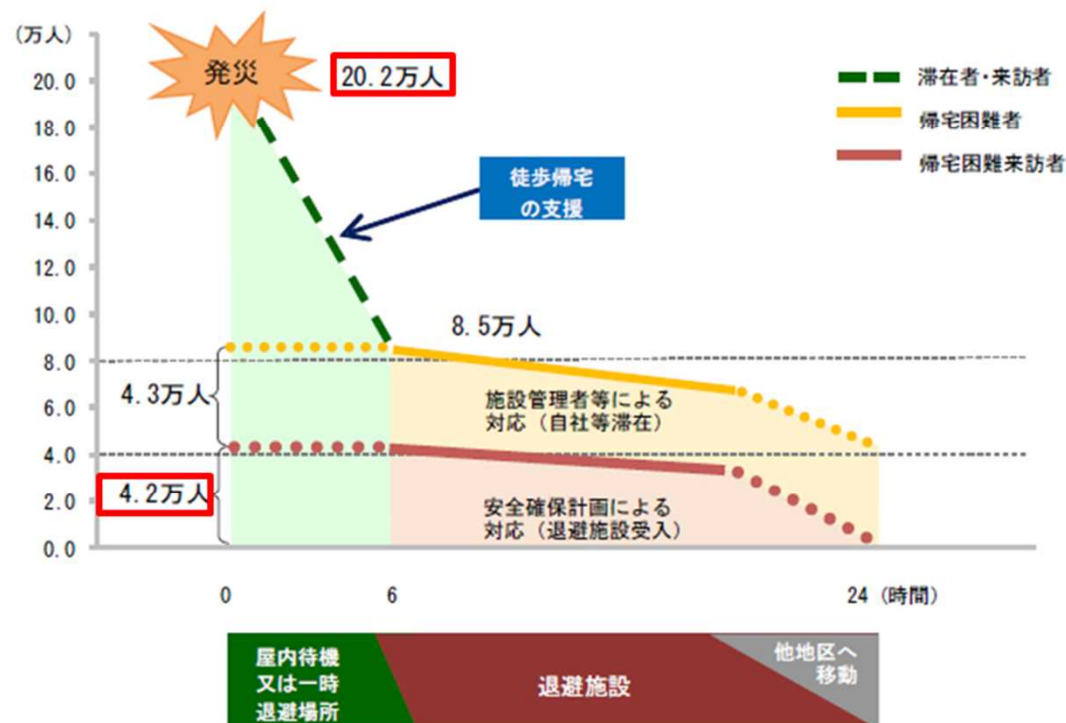
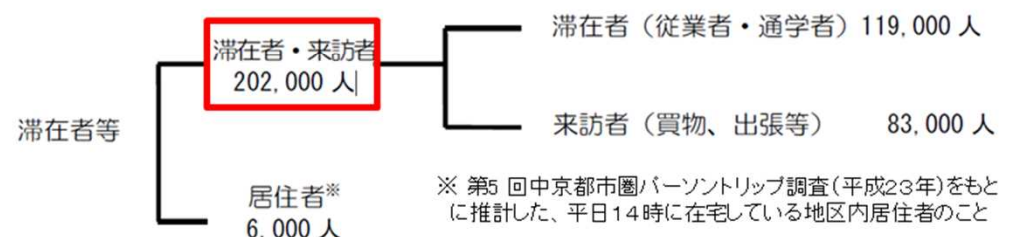


たとえば

新規開発のタイミングを捉え、開発段階からの働きかけを積極的に行い、退避施設を順次拡充。

【名古屋駅周辺地区】

- 名古屋駅周辺地区では、平日14時時点で最大20.2万人の滞在者・来訪者が見込まれ、そのうち、行き場の無い帰宅困難来訪者4.2万人を退避施設に受け入れるための対応について検討。
- 令和2年7月時点では、約2.5万人を退避施設に収容することが可能。
- 都市再生特別地区や総合設計等の容積率緩和制度に基づく開発協議を活用した地区内の退避施設の新規立地誘導や、新規開発案件に早期から働きかけを積極的に行い、退避施設を順次拡大。



※発災から24時間以降の交通手段確保等を含む対応のあり方については、別に検討される内容を踏まえ、必要に応じて本計画にも反映させていくものとする。

(出典) 名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画

②退避施設等の確保促進

手引き参照

Ⅱ-13

6. 退避施設等の確保促進 民間空地の活用

一時退避場所・退避施設として、どのような施設を確保すればよいか。



たとえば

【中之島地域】

- ・ 中之島地域では、古い建物の建替えや遊休地を活用した新しい都市開発事業が進行中。
- ・ 都市再生安全確保計画では、一時退避場所として、公園に加え公開空地も多く位置づけ。
- ・ 周辺地域からの避難者の流入等も考慮し、不足が生じれば、都市開発事業の整備に併せた一時滞在スペース（屋内）の拡充の検討を進めることも計画に記されている。



■中之島3丁目公開空地

（出典）都市緑化機構提供資料

（出典）中之島地域 都市再生安全確保計画（H28.6）

③様々な状況の対応検討

主な記載箇所：Ⅱ.計画づくり編 3-4被害の検討等

- 想定する災害は、地方公共団体の地域防災計画で想定する**地震を基本**として、地域の特性を加味する。なお、都市再生安全確保計画は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定めるものであるが、**津波、集中豪雨等の自然災害等が発生した場合**における都市の人的・経済的被害等を最小化するための取組について、**都市再生安全確保計画の補足資料として記載することも可能**なので、**できることから段階的に検討する**ことが望ましい。

※下線は今回改定による追記箇所

- 被害の検討にあたっては、以下を含む様々な被害を想定することも重要である。

なお、具体的な事例については、ワンポイント事例集・Q & A 集を参考にするとよい。

① 複合災害の想定

都市再生安全確保計画において想定する災害は、地震を基本とするが、地域の災害リスクの状況によっては、**複合災害**（例えば、地震災害と風水害の同時発生など）の想定を行うことも考えられる。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の想定

新型コロナウイルス感染症拡大のおそれのある中で災害が発生した場合は、**新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行うことが重要**であることから、退避施設の運営方法や発熱・咳等のある者が出た場合の対応等について検討することが望ましい。なお、新型コロナウイルスの感染が拡大しつつある状況においては、対応に要する人員や資機材・空間など資源が不足する事態の発生も想定される。対応の検討にあたっては、「内閣府防災情報のページ」（<http://www.bousai.go.jp/index.html>）を参考にするとよい。

※枠内すべて今回改定による追記箇所

③様々な状況の対応検討

主な記載箇所：Ⅱ.計画づくり編 3-4被害の検討等

- 災害時に発生する退避による混乱等については、特に検証すべき項目として以下のものが考えられる。加えて、**平日・休日の差、夜間・昼間の差、季節（寒さ・暑さなど）や天候（降雪・降雨など）による寒暖の差**、イベント開催に伴う**一時的な来訪者の増加**など、地域特有の事情を勘案しながら、様々な状況をシミュレーションすることも重要である。

- ア) 退避行動により、過度な混雑（混乱）が発生する可能性が高い場所・経路等の検証
- イ) 一時退避場所、退避施設等の災害時の一連の退避行動時に必要となるスペースに係る検証
- ウ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要な防災備蓄物資に係る検証
- エ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要なトイレ（し尿）対策に係る検証
- オ) 帰宅困難者支援対策、事業継続計画に必要なエネルギーの供給量に係る検証
- カ) 帰宅困難者支援対策として、退避施設への誘導や滞在施設において要支援対象者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）やその他配慮が必要とされる者（体調不良者など）の想定や対応に係る検証

※下線は今回改定による追記箇所

- 災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、地震発生後の退避施設への誘導等の防災行動とその実施主体について、**時系列で整理したタイムラインを都市再生安全確保計画の補足資料として作成**し、各行動内容の実施時期や実施主体について関係者間で、あらかじめ共有することも有効である。

※枠内すべて今回改定による追記箇所

③様々な状況の対応検討

手引き参照

Ⅱ-16

12. 様々な状況の想定 津波災害リスクへの対応

津波災害も想定される地域では、都市再生安全確保計画をどのように作成すれば良いか。

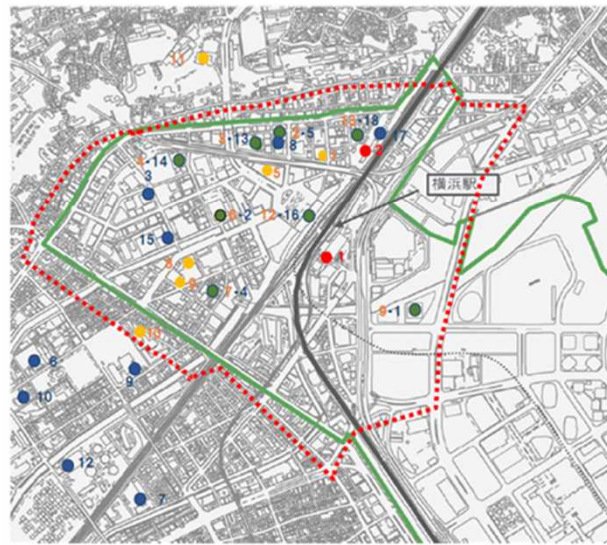


たとえば

帰宅困難者対策だけでなく、津波対策も含めて、都市再生安全確保計画に記載

【横浜駅周辺地区】

- 横浜駅周辺地区は、海に近く地盤が低いため、大規模な地震に伴い津波災害が発生する場合も想定。
- そのため、津波対策も含めた目標や取組内容を記載。
- 退避施設を、「帰宅困難者一時滞在施設」と「津波避難施設」として計画に位置づけ。
- 来街者等の意識啓発対策として、「防災啓発ポスター」や「津波避難マップ」等を横浜駅通路に掲示。



- 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）
 - 退避施設（帰宅困難者一時滞在施設兼津波避難施設）
 - 退避施設（津波避難施設）
 - 退避経路
- ※番号は一覧表の施設番号を示す

■退避施設の位置図

（出典）横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画、写真は横浜市提供



■防災啓発ポスター



③様々な状況の対応検討

手引き参照

Ⅱ-17

13. 様々な状況の想定 複数ケースの想定

災害発生時の複数ケースとは具体的にどのようなことを想定するか。



たとえば

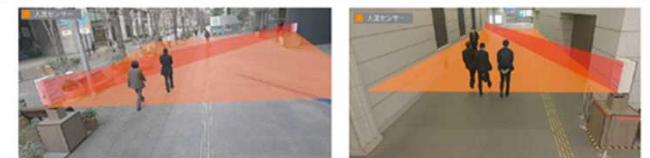
休日、イベント開催時、通勤時間帯、感染症の流行状況など、複数ケースを想定するとともに、それぞれのケースにおける帰宅困難者対応体制、運営上の課題を整理

【大手町・丸の内・有楽町地区】

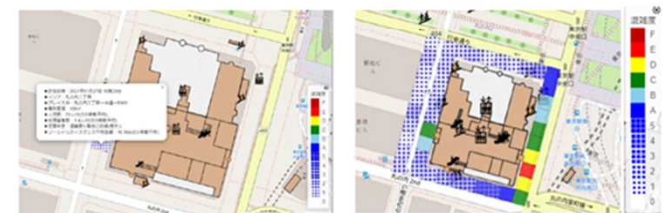
- ・地域防災計画に基づく想定災害の他に、特に留意すべき状況を複数想定し、今後検討が必要な課題を明示。
- ・さらに、人流計測データを活用して災害時の地区内の人流・滞留状況を見える化し、警備対応や避難施設への面的誘導に関する課題整理や対策・検討を実施。

ケース	災害・対応シナリオの概要
休日15時／ 冬季／雨／ イベント開催	・銀座も近い有楽町地区に、買物・観光目的の一般来訪者(避難者)が集中。 ・地区内の企業・団体のオフィスの多くは休日で、地区内にいる就業者はごく少数。 ・地区内の退避施設の開設、滞在者対応等において「担い手」不足の懸念がある。 ・イベントによる特定ビル・道路等への来場者(避難者)の集中。主催者による、大量のイベント参加者への滞留・誘導案内が難しい課題。 ・近くに災害拠点病院がなく、負傷者が発生した場合の、搬送や応急救護が課題。
平日8時／夏 季／晴／通 勤時間帯	・列車数が多く、乗車率も高く、就業者以外の通過交通の通勤・通学者が駅に溢れる。 ・買物・観光・ビジネス訪問前の場合も多く、帰宅困難者はかなり少ない。 ・BCP対応要員が出動できていない場合もある。 ・鉄道利用者の中には、小学生もあり、安否連絡、保護者への引き渡しは課題 ・空調が停止した場合、屋内、高温下における高齢者等の熱中症対策も課題。

参考 人流データの災害時の活用
＜国土交通省 不動産・建設経済局情報活用推進課との共同実証＞



▲センサー設置エリア (左) 地上センサー、(右) 地下通路センサー



▲人流計測データの見える化・分析 (地上センサー例)

▲人流計測データを応用した人流データの見える化

④ 要支援対象者への対応

主な記載箇所：Ⅱ.計画づくり編 3-4被害の検討等

(再掲)

- 災害時に発生する退避による混乱等については、特に検証すべき項目として以下のものが考えられる。加えて、平日・休日の差、夜間・昼間の差、季節（寒さ・暑さなど）や天候（降雪・降雨など）による寒暖の差、イベント開催に伴う一時的な来訪者の増加など、地域特有の事情を勘案しながら、様々な状況をシミュレーションすることも重要である。
- ア) 退避行動により、過度な混雑（混乱）が発生する可能性が高い場所・経路等の検証
 - イ) 一時退避場所、退避施設等の災害時の一連の退避行動時に必要となるスペースに係る検証
 - ウ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要な防災備蓄物資に係る検証
 - エ) 帰宅困難者支援対策、事業継続活動に必要なトイレ（し尿）対策に係る検証
 - オ) 帰宅困難者支援対策、事業継続計画に必要なエネルギーの供給量に係る検証
 - カ) 帰宅困難者支援対策として、退避施設への誘導や滞在施設において要支援対象者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など）やその他配慮が必要とされる者（体調不良者など）の想定や対応に係る検証

※下線は今回改定による追記箇所

④要支援対象者への対応

手引き参照

Ⅲ-14

16. 要支援対象者への対応 様々な対象者を想定した訓練

要支援対象者への対応について、どのような訓練を行うと良いか。



たとえば

車いすの方、視聴覚障がい者の方、妊婦の方、外国人の方など様々な要支援対象者を想定した訓練を実施

【仙台駅周辺】

- ・仙台駅周辺帰宅困難者対応指針（エリア防災計画）では、「災害時に自力での避難等が困難な人（高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児連れ等）に対する支援」を今後の課題として記載している。
- ・仙台市では、JR東日本、周辺の事業者、市民、大学などと連携し、一時滞在場所の対応訓練を実施する際に、車いすの方、視聴覚障がい者の方、妊婦の方、外国人の方などの要支援対象者などへの対応を想定した講習も併せて実施している。



車いすの方を
避難場所へ誘導する訓練



視聴覚障がい者の方を
避難場所へ誘導する訓練

（出典）仙台駅周辺帰宅困難者対応指針、仙台市提供資料

④要支援対象者への対応

手引き参照

Ⅲ-14

15. 要支援対象者への対応 情報の多言語化

外国人への対応は、具体的にどのように取り組めば良いか。



たとえば

外国人向けに地区の防災マップや災害時の支援ガイドを作成し、平時から主要施設（駅やホテル等）で配布

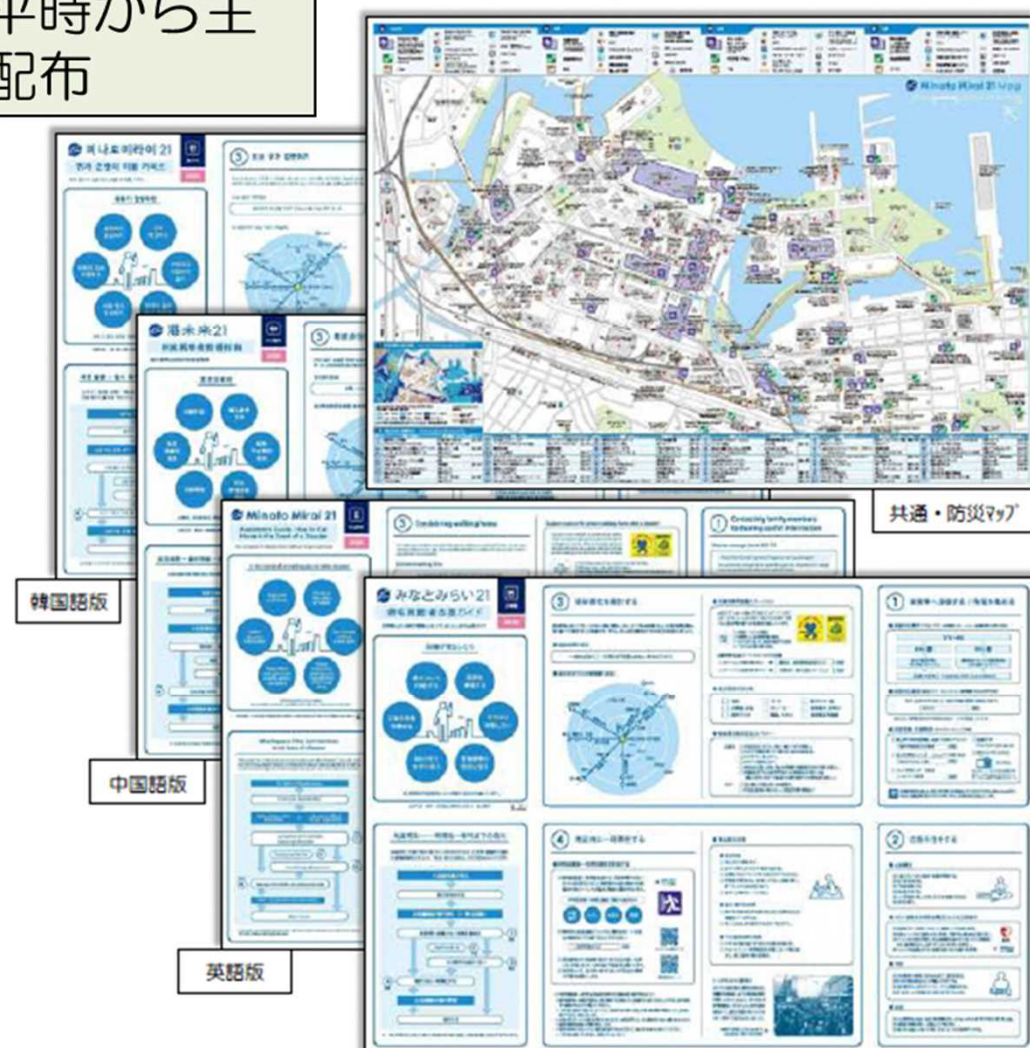
【みなとみらい21地区】

- ・一般向けの災害時の利活用ツールである「帰宅困難者支援ガイド（防災マップ）」を作成し、地区内各所にリーフレット形式で配布。
- ・近年の集客需要等を考慮し、日英中韓の四か国語に対応
- ・リーフレットでは、発災後の避難方法や災害関連情報の入手先、地区内の一時滞在先の位置情報を分かりやすく解説

■配布場所

桜木町駅・横浜駅・新横浜駅の観光案内所、地区内各ホテル、地区内主要商業施設インフォメーション、みなとみらい交番・新港町交番、横浜市役所、横浜市西区役所・中区役所、一般社団法人横浜みなとみらい21等

（出典）みなとみらい21エリアマネジメント提供資料



⑤対応体制の強化

主な記載箇所： I .取り組み編 5効果の検証と計画の改善

(再掲)

- 1) 適切な役割分担、体制の整備・充実
- 2) エリアマネジメントとの連携（平常時体制から災害時体制への円滑な移行）
- 3) 適材適所による組織づくり
- 4) 継続的な人材育成
- 5) 企業における取組

地域内の各企業は、都市再生安全確保計画に基づき、一斉帰宅抑制のルールの徹底や滞留者への案内誘導・受入れ等の帰宅困難者対策について、**自社のBCP（事業継続計画）等に適切に反映**するとともに、停電時の電源確保等、企業間で連携して取り組む事項を検討し、**企業間で共有**しておくことが重要である。

※下線は今回改定による追記箇所

都市安全確保計画と企業の事業継続計画（BCP）はどのように連携していくのが良いか。



たとえば

「関係者の事業継続計画（BCP）に活用する情報提供体制の構築」について、都市再生安全確保計画に記載

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 都市再生安全確保計画等において、企業が各々のBCPと連携することの重要性やメリットを記載することで企業が積極的に情報を開示し、連携強化するよう促している。
- 当該地区では「災害時の地区内外の情報を収集・共有する体制を構築」することの重要性を明記するとともに、「電気・ガス・重油等のエネルギー、上下水道、情報通信インフラの確保など企業・団体単独で対応困難な取組については、官民連携や地区内事業者間（民民）の共助によって取り組む」ことが明記されている。

（出典）大手町・丸の内・有楽町地区都市再生安全確保計画



■都市安全確保計画と事業継続計画（BCP）の連携の明示

⑤対応体制の強化

手引き参照

Ⅲ-29

21. 対応体制の強化 継続的なエネルギー源の確保

災害時に、滞在者等の安全確保に必要なエネルギーを継続的に確保するには。



たとえば

【札幌駅・大通駅周辺地区】

- CGSによる熱電併給と熱の面的ネットワークの活用により自立機能を確保できる体制を構築。再開発と同時に整備する西2丁目地下歩道天井部分に熱導管を敷設。
- 平成30年北海道胆振東部地震時には、道内大規模停電が発生したが、**CGS起動により、電力と熱を供給開始。**停電等により帰宅できなくなった観光客等を対象に開設した札幌市民交流プラザ内の避難所に対して、エネルギーを供給することができた。

H30.9.6 AM3:07 地震発生
(最大震度7、M6.7)
H30.9.6 AM3:25 道内大規模停電
⇒CGS起動により、プラント及びさっぽろ
創世スクエアの一部に電力と熱を供給、また
札幌市役所本庁舎への冷水を供給開始
H30.9.6 PM5:00頃 復電(当該地区)



滞留、宿泊スペースとして、札幌市民交流プラザの避難所を開設。収容人数約450名。充電スポットの設置、テレビによる災害情報提供等を実施。

(出典) 札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画

CGS(※)やエネルギー導管等のエネルギー供給施設の整備を行うことにより、エリア全体における自立・分散型のエネルギー供給ネットワーク等を構築する。

※CGS:コジェネレーションシステム



19. 対応体制の強化 隣接地区間の連携

地区間の連携とは、具体的にどのように取り組めば良いか。

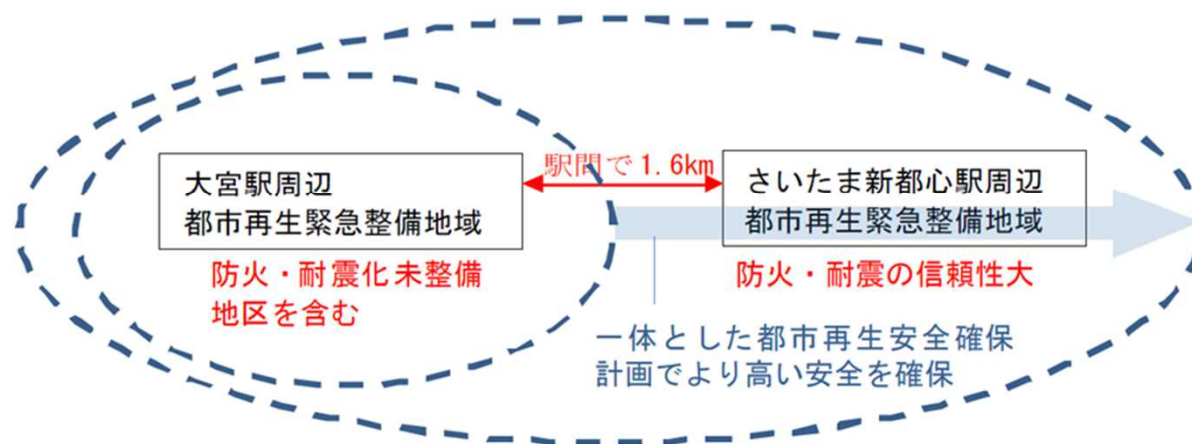


たとえば

地区間の連携により都市資源を有効活用していくために複数地域の一体的な都市再生安全確保計画を策定

【大宮駅周辺地域・さいたま新都心駅周辺地域】

- さいたま新都心駅周辺地域と大宮駅周辺地域の両都市再生緊急整備地域を一体のものとして都市再生安全確保計画を策定
- 大宮駅周辺地域では退避施設の不足が想定され、さいたま新都心駅周辺の退避施設等の都市資源を有効に活用していくことで、より効果的な帰宅困難者対策が期待できる。



■ 2地域一体の計画概念図

⑥災害時のスマート化

主な記載箇所：Ⅲ.具体的な対策、組織づくりのアイデア集 2 都市再生安全確保計画に記載する対策内容例

帰宅困難者への適切な情報提供を行うために、都市再生安全確保計画の関係者はデジタル・サイネージや屋外拡声器等の情報発信機器のほか、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）等のICT技術を活用して発信する情報の内容・記載方法等について、あらかじめマニュアル等に定め、情報発信訓練を定期的に行う。

※下線は今回改定による追記箇所

24. 新技術の活用 一時滞在施設の満空情報

災害時の情報収集や共有において、情報関連の新技術はどのように活用できるか。



たとえば

地理情報システムにより、一時滞在施設の位置や施設運用状況を帰宅困難者自身が調べられるシステムを構築

【横浜駅周辺地区】

- 横浜駅周辺地区では、市が管理する地理情報システムで、一時滞在施設の位置や施設運用状況（災害時）に係る情報について、帰宅困難者自身がインターネット（PCやスマートフォン等）を用いて検索することができる。
- 災害時は、一時滞在施設の管理者による安全確認結果や施設利用可否の判断に基づき、施設管理者により利用状況が更新され、「安全確認中」、「受入可」、「満員」、「受入終了」の情報を確認することができる。



凡 例	
	現在地
	検索施設位置
	一時滞在施設（平常時）
	一時滞在施設（災害発生後）：安全確認中
	一時滞在施設（災害発生後）：受入可
	一時滞在施設（災害発生後）：満員
	一時滞在施設（災害発生後）：受入終了

災害時の情報収集や共有において、情報関連の新技術はどのように活用できるか。



たとえば

官民によるスマホ・カメラのライブ映像や、公式Twitter情報を共有するプラットフォーム構築の実証実験を実施

【大手町・丸の内・有楽町地区】

- 大手町・丸の内・有楽町地区では、鉄道事業者・建物所有者、管理者、区及び都が連携して情報収集し、迅速に情報提供する取組として、千代田区、鉄道事業者、ビル事業者で、情報共有プラットフォーム「災害ダッシュボード」の実証実験を継続的に実施。
- 災害ダッシュボードでは、スマホ・カメラのライブ映像や公式Twitter情報、テレビ放送等をまとめて確認ができる。



▲「災害ダッシュボード3.0」WEB版（一部）



▲「災害ダッシュボード3.0」デジタルサイネージ版



<主に発信する情報>

- ①・④：TV ニュース
- ②：千代田区災害対策本部等から発信されるテキスト（自動翻訳により日英中韓 4か国語配信）など
- ③：駅周辺や鉄道・ビル施設のライブ映像

※同エリア約100台の「丸の内ビジョン」を通じて発信する「デジタルサイネージ版」や、インターネットより「一般用」・「災害対策機関用」でそれぞれアクセスできる2種の「WEB版」を併用し、災害時に必要な情報を発信する実験を実施。

⑦感染症対策

主な記載箇所：Ⅱ.計画づくり編 3-4被害の検討等

(再掲)

- 想定する災害は、地方公共団体の地域防災計画で想定する地震を基本として、地域の特性を加味する。なお、都市再生安全確保計画は、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定めるものであるが、津波、集中豪雨等の自然災害等が発生した場合における都市の人的・経済的被害等を最小化するための取組について、都市再生安全確保計画の補足資料として記載することも可能なので、**できることから段階的に検討することが望ましい。**

※下線は今回改定による追記箇所

(再掲)

- 被害の検討にあたっては、以下を含む様々な被害を想定することも重要である。
なお、具体的な事例については、ワンポイント事例集・Q & A集を参考にするとよい。
- ① 複合災害の想定
都市再生安全確保計画において想定する災害は、地震を基本とするが、地域の災害リスクの状況によっては、複合災害（例えば、地震災害と風水害の同時発生など）の想定を行うことも考えられる。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の想定
新型コロナウイルス感染症拡大のおそれのある中で災害が発生した場合は、**新型コロナウイルス感染症拡大防止策を適切に行うことが重要**であることから、退避施設の運営方法や発熱・咳等のある者が出た場合の対応等について検討することが望ましい。なお、新型コロナウイルスの感染が拡大しつつある状況においては、対応に要する人員や資機材・空間など資源が不足する事態の発生も想定される。対応の検討にあたっては、「**内閣府防災情報のページ**」(<http://www.bousai.go.jp/index.html>)を**参考**にするとよい。

※枠内すべて今回改定による追記箇所

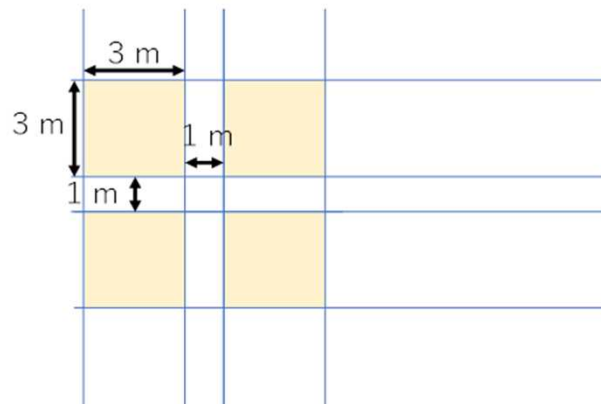
新型コロナウイルス感染症対策として、どのような検討や訓練を行ったら良いか。



たとえば

【みなとみらい21地区】

- 新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、簡易図上訓練を実施。
- 退避施設等の受入については、コロナ禍以前の場合と比較して3倍の原単位、通路幅についても2倍とするなど、3密回避対策を想定したレイアウトにおける退避施設運営や収容可能人数を検証。



■コロナ禍の場合：1区画2人(4.5m²/人)、通路幅1mを設定した原単位



■「密集」「密接」を考慮したワークショップ、検討結果の共有・意見交換方法

ボードゲーム形式で、コロナ禍における原単位を採用した場合のスペース確保状況を確認

27. 感染症対策の検討 実動訓練

新型コロナウイルス感染症対策として、どのような検討や訓練を行ったら良いか。



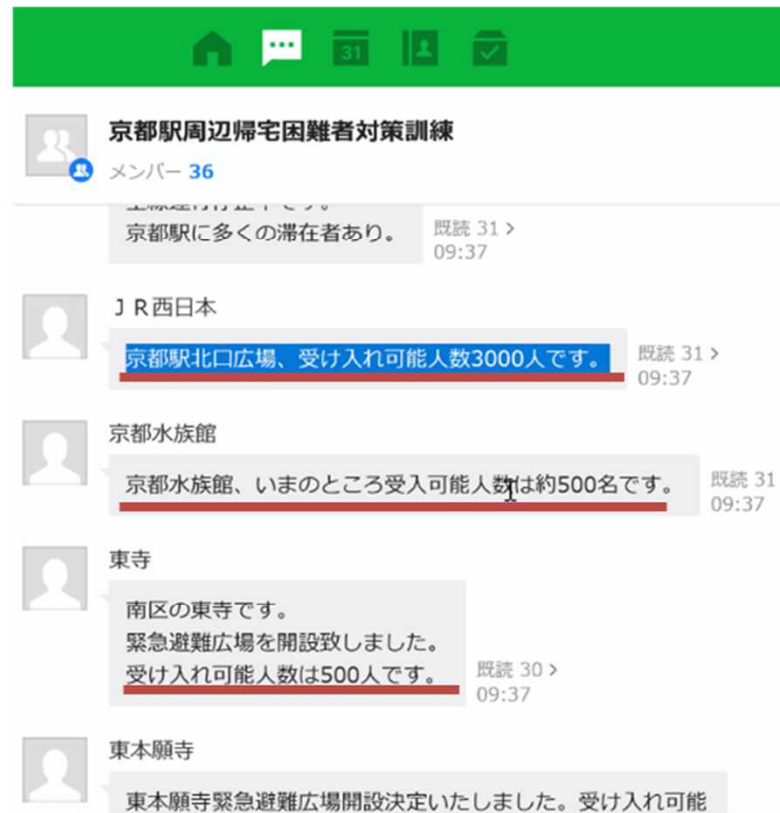
たとえば

【京都駅周辺地域】

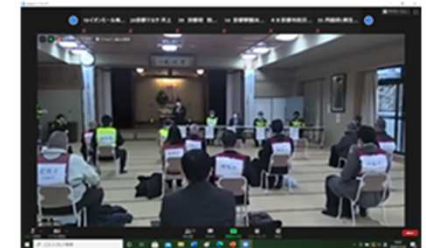
- 新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、参加者の意向や体調等に応じ、現地参加とオンライン参加の両方が選択できるように対応。
- 訓練では、検温の実施、手指の消毒、発熱者の誘導（布団のある別室に誘導）等の新型コロナウイルス感染症流行時における受入に関する検証を実施。
- LINE WORKSなどの情報伝達ツールを活用し、受入状況を共有。

（出典）京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会提供資料

現地とオンライン併用の多拠点同時開催の訓練を実施。
帰宅困難者受入時の検温や発熱者に留意した誘導を実施。



■ラインワークスの活用
（退避施設の受入人数の情報共有等）



■訓練におけるZoomの活用
現地とオンラインを併用



■車いすの方の受け入れ訓練
および検温の実施



■発熱者の誘導
（布団のある別室に誘導）